

ID: 3064

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第46条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第46条第1項の規定による。 (居宅介護サービス計画費の支給)</p> <p>第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月31日	最終変更年月日	令和元年6月21日